



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

*288	職員の駐在に関する告示	(行政改革課).....	2
*289	全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入	(財政課).....	4
290	平成23年度地籍調査事業計画の一部変更	(地域政策課).....	4
291	〃	( 〃 ).....	4
292	〃	( 〃 ).....	5
293	〃	( 〃 ).....	5
294	第11次鳥獣保護事業計画	(環境生活総務課).....	5
295	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	6
296	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	6
297	生活保護法による施術機関の指定	(福祉保健総務課).....	7
*298	保健所使用料の決定	(医務課).....	7
299	地方卸売市場における卸売業務の承継の認可	(食品流通課).....	9
300	第3期和歌山県イノシシ保護管理計画の公表	(果樹園芸課).....	9
301	第2期和歌山県ニホンジカ保護管理計画の公表	( 〃 ).....	10
302	公共測量の終了	(技術調査課).....	10
303	公共測量の実施	( 〃 ).....	10
304	道路の供用開始	(道路保全課).....	10
305	道路の区域変更	( 〃 ).....	11
306	道路の供用開始	( 〃 ).....	11
307	道路の区域変更	( 〃 ).....	11
308	〃	( 〃 ).....	12
309	道路の供用開始	( 〃 ).....	12
310	道路の区域変更	( 〃 ).....	12
311	道路の供用開始	( 〃 ).....	13
312	道路の区域変更	( 〃 ).....	13
313	道路の供用開始	( 〃 ).....	14
314	道路の区域変更	( 〃 ).....	14
315	道路の供用開始	( 〃 ).....	14
316	道路の区域変更	( 〃 ).....	14
317	道路の供用開始	( 〃 ).....	15
318	道路の区域変更	( 〃 ).....	15
319	道路の供用開始	( 〃 ).....	16
320	道路の区域変更	( 〃 ).....	16
321	〃	( 〃 ).....	16
322	半島振興法による代行工事の一部の完了	(道路建設課).....	17
323	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課).....	17

324 〃 ( 〃 )..... 17

\*325 昭和45年和歌山県告示第435号(風致地区の区域)の廃止 (都市政策課)..... 18

326 都市計画の変更 ( 〃 )..... 18

327 〃 ( 〃 )..... 18

328 指定構造計算適合性判定機関の名称の変更 (建築住宅課)..... 19

○ 選挙管理委員会告示

17 政治団体の届出事項の異動の届出 ..... 19

18 資金管理団体の指定の取消しの届出 ..... 20

19 政治団体の解散の届出 ..... 20

20 政治団体の収支報告書の要旨 ..... 21

21 政治団体の設立の届出 ..... 22

22 平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第106号(政治団体の収支報告書の要旨)の訂正 ..... 22

23 平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第110号(政治団体の収支報告書の要旨)の訂正 ..... 23

24 政治団体の収支報告書の要旨 ..... 24

○ 収用委員会告示

3 土地収用法による裁決手続開始の決定 ..... 24

○ 公告

紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (下水道課)..... 25

紀の川中流流域下水道の指定管理者の指定 ( 〃 )..... 25

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 25

○ 諸報

県営住宅等の管理の特例に係る公告 (和歌山県住宅供給公社)..... 25

告 示

和歌山県告示第288号

和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)第208条第2項の規定に基づき、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項を次のように定め、平成24年4月1日から実施する。

平成22年和歌山県告示第311号(職員の駐在に関する告示)は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 東牟婁振興局地域振興部の職員駐在

(1) 駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町西向193	串本駐在	一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事務

(2) 会計職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町串本2491	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設部 串本古座高等学校 串本警察署	担当のかいの会計に関する事務

(3) 物品調達職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい等	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町串本2491	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設部 畜産試験場 水産試験場 串本 古座高等学校 串本 警察署	担当のかい等の物品調達に関する事務

## 2 振興局建設部の職員の駐在

## (1) 駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	海草郡紀美野町下佐々字庄原1099	紀美野駐在	海草郡紀美野町	1 土木事業の調査、測量、設計施行及び監督 2 出願に係る土木事業の調査、指導及び監督
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村西376	龍神駐在	田辺市の一部	
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮駐在	田辺市の一部	

## (2) 道路整備員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	和歌山市西河岸町43の1	西河岸詰所	和歌山市 海南市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
	海草郡紀美野町下佐々字庄原1099	紀美野詰所	海草郡紀美野町 海南市の一部	
日高振興局建設部	日高郡日高川町川原河230	日高川詰所	日高郡日高川町の一部 印南町の一部 みなべ町の一部	
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村西376	龍神詰所	田辺市の一部	
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮詰所	田辺市の一部	
東牟婁振興局串本建設部	西牟婁郡すさみ町周参見4075	すさみ詰所	西牟婁郡すさみ町 東牟婁郡古座川町の一部	

## 3 交通事故相談所の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
和歌山県交通事故相談所	田辺市朝日ヶ丘23-1	田辺駐在	田辺市 西牟婁郡	交通事故相談に関する事務
	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	新宮駐在	新宮市 東牟婁郡	

## 4 農作物病虫害防除所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
農作物病虫害防除所	紀の川市粉河3336	紀の川駐在	農作物の病虫害防除に関する事務
	有田郡有田川町奥751の1	有田川駐在	

## 5 林業試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
林業試験場	田辺市中辺路町栗栖川29 1	中辺路試験地	林業試験地における軽易な 栽培調査及び管理

## 6 水産試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
水産試験場	紀の川市桃山町調月32-3	内水面試験地	内水面漁業に関する調査、 研究及び管理

## 和歌山県告示第289号

熊本市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「相模原市」の次に「、熊本市」を加える。

第6条中「委員9人」を「委員10人」に改める。

## 附 則

- この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定により平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

## 和歌山県告示第290号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成23年度地籍調査事業計画（平成23年和歌山県告示第348号）の一部を、次のとおり変更した。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

項 目		変 更 前	変 更 後
調 査 地 域	郡 市 名	御坊市	御坊市
	町 村 名		
	調査地域名	湯川町丸山の一部 塩屋町南塩屋の一部	湯川町丸山の一部 塩屋町南塩屋の一部
調 査 期 間		平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年6月29日まで

## 和歌山県告示第291号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成23年度地籍調査事業計画（平成23年和歌山県告示第348号）の一部を、次のとおり変更した。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

項 目		変 更 前	変 更 後
調 査 地 域	郡 市 名	日高郡	日高郡
	町 村 名	日高川町	日高川町
	調査地域名	小熊の一部 三百瀬の一部 中津川の一部 三十木の一部 高津尾の一部	小熊の一部 三百瀬の一部 中津川の一部 三十木の一部 高津尾の一部
調 査 期 間		平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年6月29日まで

## 和歌山県告示第292号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成23年度地籍調査事業計画（平成23年和歌山県告示第348号）の一部を、次のとおり変更した。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

項 目		変 更 前	変 更 後
調 査 地 域	郡 市 名	東牟婁郡	東牟婁郡
	町 村 名	那智勝浦町	那智勝浦町
	調査地域名	大字下和田 大字下里の一部 大字小阪の一部	大字下和田 大字下里の一部 大字小阪の一部
調 査 期 間		平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年7月31日まで

## 和歌山県告示第293号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成23年度地籍調査事業計画（平成23年和歌山県告示第348号）の一部を、次のとおり変更した。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

項 目		変 更 前	変 更 後
調 査 地 域	郡 市 名	東牟婁郡	東牟婁郡
	町 村 名	北山村	北山村
	調査地域名	大字下尾井の一部	大字下尾井の一部
調 査 期 間		平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年9月30日まで

## 和歌山県告示第294号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第11次鳥獣保護事業計画を別紙のとおり定めたので、同条第5項の規定により公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県環境生活部環境生活総務課自然環境室及び各振興局健康福祉部に備え付けて縦覧に供する。

平成24年3月30日

## 和歌山県告示第295号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年5月14日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 申請年月日

平成24年3月12日

## 2 名称

特定非営利活動法人Hand-to-hand

## 3 代表者の氏名

兒玉典子

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市六十谷1312番地の10

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会のために動物愛護に関する活動を行い、社会奉仕と国際親善実践活動を行うことで、地球上の人々とその環境保全と発展に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第296号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成24年3月22日指定した。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
雑誌	週刊実話ザ・タブー	20327-4/7	日本ジャーナル出版
雑誌	サーカス・マックス 4月号	04099-04	KKベストセラーズ
月刊誌	裏モノJAPAN 4月号	01805-4	鉄人社
月刊誌	漫画実話ナックルズ 4月号	18421-4	ミリオン出版
月刊誌	実話ドキュメント 4月号	05267-4	竹書房
月刊誌	実話裏歴史SPECIAL VOL.11	68464-69	ミリオン出版
月刊誌	実話マッドマックス 4月号	15279-04	コアマガジン
月刊誌	エキサイティングマックス! 4月号	02091-4	ぶんか社
月刊誌	BLACKBOX 4月号	17843-4	三英出版
月刊誌	黄金のGT 4月号	12259-04	晋遊舎
月刊誌	劇画マッドマックス 4月号	03369-04	コアマガジン

月刊誌	G. T. R. DX vol. 9	04878-4	大洋図書
月刊誌	エンタメ 4月号	02053-04	徳間書店
コミック	ガッシュ 4月号	12467-4	海王社
コミック	アヤ 4月号	18815-04	宙出版
コミック	恋愛MAX 4月号	17744-4	秋田書店

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀柔 10-23	嶋本伊作	もとよしはりきゅう整骨院	紀の川市下井阪455-101	平成 24. 2. 15

## 和歌山県告示第298号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第11項の規定により保健所使用料を次のように定め、平成24年4月1日から実施する。

平成20年和歌山県告示第361号（保健所使用料の決定）は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 保健所使用料

区 分	項 目	単 位	金 額
1 血液検査	(1) 赤血球沈降速度測定	1件につき	70円
	(2) 末しょう血液一般検査 ア 赤血球数 イ 白血球数 ウ 血色素測定 エ ヘマトクリット値 オ 血小板数 ア～オの検査の一部又は全部を行った場合に算定する。	1件につき	210円
	(3) 末しょう血液像	1件につき	250円
	(4) ヘモグロビンA1c	1件につき	490円
	(5) 総ビリルビン	1件につき	110円
	(6) 総たん白	1件につき	110円

	(7) クンケル反応	1件につき	110円
	(8) チモール混濁反応	1件につき	110円
	(9) アルブミン	1件につき	110円
	(10) クレアチニン	1件につき	110円
	(11) 尿素窒素	1件につき	110円
	(12) 尿酸	1件につき	110円
	(13) グルコース	1件につき	110円
	(14) LDH	1件につき	110円
	(15) ALP	1件につき	110円
	(16) コリンエステラーゼ	1件につき	110円
	(17) アミラーゼ	1件につき	110円
	(18) $\gamma$ -GTP	1件につき	110円
	(19) 中性脂肪	1件につき	110円
	(20) 無機リン	1件につき	170円
	(21) 鉄	1件につき	110円
	(22) 総コレステロール	1件につき	170円
	(23) HDLコレステロール	1件につき	170円
	(24) LDLコレステロール	1件につき	180円
	(25) AST	1件につき	170円
	(26) ALT	1件につき	170円
	(27) たん白分画測定	1件につき	180円
	(28) 1回に採取した血液を用いて (5) から (26) までに掲げる検査を8項目以上行った場合は、(5) から (26) までに掲げる所定金額にかかわらず検査項目数に応じて次の金額とする。 ア 8項目以上9項目以下の場合 イ 10項目以上の場合	1件につき 同	1,020円 1,210円
	(29) HBs抗原	1件につき	290円
	(30) HBs抗体	1件につき	320円
	(31) 血液採取	1件につき	120円
2	心電図		
	(1) 診断を行う場合	1件につき	1,040円
	(2) 描写のみを実施する場合	1件につき	560円
3	診断書	1通につき	1,500円
4	エックス線診断		
	(1) 直接撮影診断 (半切)	1枚につき	1,460円
	(2) 直接撮影診断 (大角)	1枚につき	1,420円
5	ツベルクリン反応検査	1件につき	1,010円
6	微生物学的検		
	(1) 顕微鏡検査	1件につき	400円

査	(2) 細菌培養同定検査 ア 消化管からの検体 (ア) 集団給食、食品関係及び水道関係施設の従事者 又は20人以上の集団検査の場合 (イ) その他の場合 イ 口腔、気道又は呼吸器からの検体	1菌種1件につき	910円	
		同	1,280円	
		同	1,280円	
7 ウイルス学的検査	(1) HIV抗体価測定	1件につき	1,200円	
	(2) HIV抗体価精密測定	1件につき	2,800円	
	(3) HCV抗体価測定	1件につき	1,200円	
	(4) HCV抗原検査	1件につき	1,200円	
	(5) HCV核酸同定検査	1件につき	3,600円	
	(6) クラミジア抗体検査	1件につき	2,160円	
8 梅毒反応検査	(1) 梅毒血清反応 (STS) ア 定性 イ 定量	1件につき 同	150円 340円	
	(2) 梅毒トレポネーマ抗体 ア 定性 イ 定量	1件につき 同	320円 530円	
	9 尿・ふん便等検査	(1) 尿中一般物質定性・半定量検査	1回につき	200円
		(2) 沈さ顕微鏡検査	1件につき	210円
(3) たん白定量		1件につき	70円	
(4) 寄生虫検査 ア 直接塗沫法 イ セロファン法		1件につき 同	160円 160円	
(5) 潜血反応検査		1件につき	90円	

和歌山県告示第299号

和歌山県卸売市場条例（昭和47年和歌山県条例第9号）第9条第1項の規定により、地方卸売市場における卸売業務の承継について、平成24年3月8日次のとおり認可したので、同条例第24条の規定により告示する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 承継前の地方卸売市場の卸売業者

許可番号	許可取扱品目の部類	卸売業者		所属市場	
		住所	氏名	所在地	名称
第8号	青果部	橋本市東家5丁目8番	林義勝	橋本市東家5丁目8番	橋本地方卸売市場

2 承継後の地方卸売市場の卸売業者

許可番号	許可取扱品目の部類	卸売業者		所属市場	
		住所	氏名	所在地	名称
第8号	青果部	橋本市東家5丁目8番	林秀行	橋本市東家5丁目8番	橋本地方卸売市場

和歌山県告示第300号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、第3期和歌山県イノシシ保護管理計画を定めたので、同条第8項において準用する同法第4条第5項の規定により公表する。

なお、当該保護管理計画は、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室及び各振興局地域振興部農業振興課に備え付けて縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第301号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、第2期和歌山県ニホンジカ保護管理計画を定めたので、同条第8項において準用する同法第4条第5項の規定により公表する。

なお、当該保護管理計画は、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室及び各振興局地域振興部農業振興課に備え付けて縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第302号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方法務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 平成23年11月1日から平成24年2月1日まで
- 3 作業地域 和歌山市西浜一丁目、関戸一丁目及び二丁目、新高町の全域及び秋葉町の一部

**和歌山県告示第303号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間 平成23年8月19日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 紀の川市の一部

**和歌山県告示第304号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道  
路線名 169号

供用開始の区間 新宮市熊野川町大字九重字大田和1279番3地先から同市熊野川町大字九重字相須阪775番地先まで

供用開始の期日 平成24年3月30日

**和歌山県告示第305号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市西大谷字北又舟ヶ谷702番地先から同市西大谷字北又舟ヶ谷701番1地先まで	旧	3.30 } 10.10	82.30	
同上	新	3.30 } 23.60	82.30	

**和歌山県告示第306号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市字西大谷字北又舟ヶ谷702番地先から同市西大谷字北又舟ヶ谷701番1地先まで

供用開始の期日 平成24年3月30日

**和歌山県告示第307号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

		敷 地 の		
--	--	-------	--	--

区 間	新旧の別	幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市平瀬字釣上932番1地先から同市下川下字羽根881番7地先まで	旧	3.50 ) 19.00	682.40	

## 和歌山県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市粉河字深堀2376番1地先から同市猪垣字南惣坂22番6地先まで	旧	6.74 ) 11.50	337.68	
同上	新	6.74 ) 34.55	337.68	

## 和歌山県告示第309号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 紀の川市粉河字深堀2376番1地先から同市猪垣字南惣坂22番6地先まで

供用開始の期日 平成24年3月30日

## 和歌山県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 西川原粉河線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
紀の川市粉河字北垣内3556番2地先から同市粉河字弥谷4881番4地先まで	旧	5.30 } 11.50	1,602.30	
同上	新	5.30 } 11.50	1,602.30	
紀の川市粉河字西大道端3410番1地先から同市粉河字深掘2504番地先まで	新	13.46 } 71.32	1,727.40	1号橋須川橋 L=131.00 2号橋矢倉1号橋 L=39.50 3号橋矢倉2号橋 L=45.00 4号橋湯屋谷橋 L=49.50 5号橋薬師谷橋 L=122.00

和歌山県告示第311号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 西川原粉河線

供用開始の区間 紀の川市粉河字西大道端3410番1地先から同市粉河字深掘2504番地先まで

供用開始の期日 平成24年3月30日

和歌山県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 垣内貴志川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町野田原字半田303番1地先から同市桃山町野田原字半田306番1地先まで	旧	7.17 } 10.79	77.65	
同上	新	9.51 } 11.71	77.65	

## 和歌山県告示第313号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 垣内貴志川線

供用開始の区間 紀の川市桃山町野田原字半田303番1地先から同市桃山町野田原字半田306番1地先まで

供用開始の期日 平成24年3月30日

## 和歌山県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市稲成町字平岩1707番13地先から同市稲成町字平岩1707番281地先まで	旧	5.20 } 7.50	34.10	
同上	新	6.50 } 7.50	34.10	

## 和歌山県告示第315号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 秋津川田辺線

供用開始の区間 田辺市稲成町字平岩1707番13地先から同市稲成町字平岩1707番281地先まで

供用開始の期日 平成24年3月30日

## 和歌山県告示第316号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺印南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市上芳養字長谷834番1地先から同市上芳養字長谷876番2地先まで	旧	3.40 } 25.00	280.00	
同上	新	8.10 } 25.00	280.00	

和歌山県告示第317号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 田辺印南線

供用開始の区間 田辺市上芳養字長谷834番1地先から同市上芳養字長谷876番2地先まで

供用開始の期日 平成24年3月30日

和歌山県告示第318号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 潮岬周遊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町串本字堀南生1423番地先から同町串本字笠島生1508番1地先まで	旧	8.91 } 9.30	73.00	

同上	新	11.83 ) 13.42	73.00	
----	---	---------------------	-------	--

**和歌山県告示第319号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 潮岬周遊線

供用開始の区間 東牟婁郡串本町串本字堀南生1423番地先から同町串本字笠島生1508番1地先まで

供用開始の期日 平成24年3月30日

**和歌山県告示第320号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 下川上牟婁線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市下川上字柿平444番4地先から同市下川上字柳瀬418番地先まで	旧	5.50 ) 27.00	50.70	

**和歌山県告示第321号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 温川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

田辺市上万呂字後呂地326番26 地先から同市上万呂字後呂地32 5番1地先まで	旧	6.50 ? 25.50	102.80	
--	---	--------------------	--------	--

**和歌山県告示第322号**

半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定に基づき県が行う市町村道の改良工事の一部を完了したので、半島振興法施行令（昭和61年政令第243号）第2条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 路線名 町道大谷58号線
- 2 工事区間  
 起点 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷字立石223-4  
 終点 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大藪字城谷659
- 3 工事の種類 市町村道代行道路新設工事
- 4 工事の完了日 平成24年3月30日

**和歌山県告示第323号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称  
高野町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
高野都市計画下水道事業 高野町公共下水道
- 3 事業施行期間  
自 昭和51年3月2日  
至 平成27年3月31日
- 4 事業地  
 (1) 収用の部分  
変更なし  
 (2) 使用の部分  
なし

**和歌山県告示第324号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称  
白浜町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
白浜都市計画下水道事業 白浜町公共下水道

- 3 事業施行期間  
自 昭和62年3月30日  
至 平成30年3月31日

- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
変更なし

---

**和歌山県告示第325号**

昭和45年和歌山県告示第435号（風致地区の区域）は、平成27年4月2日限り廃止する。  
平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

---

**和歌山県告示第326号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画道路（3・3・9号西脇山口線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分  
和歌山県和歌山市直川字舟渡田、乙貝、野田、須井田、足ノ田  
田屋字高川  
府中字前嶋  
弘西字川心、鬮ノ池、長田
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

---

**和歌山県告示第327号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
白浜都市計画道路（3・6・7号白浜空港フラワーライン線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
追加した部分  
和歌山県西牟婁郡白浜町才野字廻り田  
変更した部分  
和歌山県西牟婁郡白浜町富田字上芝

栄字古川、下柳原  
 中字大森、小森、江崎  
 才野字両願寺前、権現平、脇ノ谷、開キ、大森、安久川、住居、権現谷、  
 西山  
 字馬ノ一原  
 字瓜切

- 3 縦覧場所  
 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

**和歌山県告示第328号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の名称の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 変更前の指定構造計算適合性判定機関の名称  
 財団法人日本建築総合試験所
- 2 変更後の指定構造計算適合性判定機関の名称  
 一般財団法人日本建築総合試験所
- 3 変更年月日  
 平成24年4月1日

**選挙管理委員会告示**

**和歌山県選挙管理委員会告示第17号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
石田真敏後援会	会計責任者	本告寿国	追田和之	平成24.2.15	政治団体	
自由民主党和歌山県第二選挙区支部	会計責任者	本告寿国	西岡優	平成24.2.15	政党	
若人会	代表者	山田勝人	芝充彦	平成24.2.22	政治団体	
	会計責任者	山田勝人	芝充彦			
西前けいいち後援会	主たる事務所の所在地	東牟婁郡古座川町高池274	東牟婁郡古座川町高池530番地	平成24.2.23	政治団体	
	代表者	谷太	村上計成			
自由民主党和歌山県バス支部	会計責任者	森下清司	田村繁夫	平成24.2.29	政党	

世耕弘成後援会日高町支部	代表者	中前岑生	深海利貞	平成 24.3.1	政治団体	
全国小売酒販政治連盟和歌山県支部	代表者	野上正二	山根平一	平成 24.3.5	政治団体	
自由民主党和歌山県旅客船支部	代表者	芦辺直人	兜秀昭	平成 24.3.5	政党	
	会計責任者	門田光司	滝本純治			
いずみ正徳後援会	主たる事務所の所在地	田辺市本宮町伏拝983-2	田辺市新庄町93-9	平成 24.3.6	政治団体	
日本共産党和歌山県北部地区委員会	会計責任者	下角力	田中恵子	平成 24.3.8	政党	
公明党和歌山第二総支部	会計責任者	中家悦生	玉田隆紀	平成 24.3.9	政党	
公明党和歌山第三総支部	会計責任者	佐井昭子	久保智敬	平成 24.3.9	政党	
幸福実現党紀の川後援会	代表者	久保美也子	西畑和彦	平成 24.3.13	政治団体	
自由民主党和歌山県自動車販売支部	代表者	小河原将宏	横山善行	平成 24.3.14	政党	

## 和歌山県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
平越孝哉	和歌山県議会議員	平政会	伊都郡九度山町九度山1616	平越孝哉	平成 24.2.1
山本良昭	湯浅町議会議員	山本よしあき後援会	有田郡湯浅町湯浅1550-13	山本良昭	平成 24.2.23

## 和歌山県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
平政会	平越孝哉	平成 24.2.1	平成 24.2.1

山本よしあき後援会	山本良昭	平成 24. 2. 23	平成 24. 2. 23
和歌山小泉けんゆう会	塩路正	平成 23. 12. 30	平成 24. 2. 23

## 和歌山県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成 2 3 年分）の要旨

（単位：円）

## 平政会

資金管理団体の届出をした者の氏名 平越 孝哉  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山県議会議員  
 報告年月日 24. 02. 01

1 収入総額	74,682
前年繰越額	74,655
本年收入額	27
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
その他の収入	27
一件十万円未満のもの	27

## 山本よしあき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 山本 良昭  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 湯浅町議会議員  
 報告年月日 24. 01. 20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 和歌山小泉けんゆう会

報告年月日 24. 02. 23

1 収入総額	165,882	
前年繰越額	120,863	
本年收入額	45,019	
2 支出総額	165,882	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費	(15人)	45,000
その他の収入	19	
一件十万円未満のもの	19	
4 支出の内訳		
経常経費	30,882	
光熱水費	3,600	
備品・消耗品費	3,642	
事務所費	23,640	
政治活動費	135,000	
機関紙誌の発行その他の事業費	135,000	
その他の事業費	135,000	

政治団体の収支報告書（平成 2 4 年分）の要旨

## 平政会

資金管理団体の届出をした者の氏名 平越 孝哉  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山県議会議員

報告年月日 24.02.01

1 収入総額	74,682
前年繰越額	74,682
2 支出総額	0

**山本よしあき後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 山本 良昭  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 湯浅町議会議員  
 報告年月日 24.02.23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**和歌山県選挙管理委員会告示第21号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
WAKAYAMA未来会議	岸本周平	湯峯泰男	和歌山市広瀬中ノ丁2-98	衆議院議員	平成 24.3.1

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
WAKAYAMA未来会議	岸本周平	湯峯泰男	和歌山市広瀬中ノ丁2-98	岸本周平	衆議院議員	平成 24.3.1

**和歌山県選挙管理委員会告示第22号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第106号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成24年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨の表自由民主党和歌山県田辺市第二支部の項中

<p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>1 収入総額</td> <td style="text-align: right;">681,602</td> </tr> <tr> <td>    前年繰越額</td> <td style="text-align: right;">666,545</td> </tr> <tr> <td>    本年收入額</td> <td style="text-align: right;">15,057</td> </tr> <tr> <td>2 支出総額</td> <td style="text-align: right;">681,602</td> </tr> <tr> <td>3 本年收入の内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    寄附</td> <td style="text-align: right;">15,057</td> </tr> <tr> <td>        個人からの寄附</td> <td style="text-align: right;">15,057</td> </tr> <tr> <td>4 支出の内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    経常経費</td> <td style="text-align: right;">475,802</td> </tr> </table>	1 収入総額	681,602	前年繰越額	666,545	本年收入額	15,057	2 支出総額	681,602	3 本年收入の内訳		寄附	15,057	個人からの寄附	15,057	4 支出の内訳		経常経費	475,802	<p>」</p> <table border="1"> <tr> <td>1 収入総額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    前年繰越額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    本年收入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 支出総額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 本年收入の内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    寄附</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        個人からの寄附</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        政治団体からの寄附</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 支出の内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    経常経費</td> <td></td> </tr> </table> <p>を</p>	1 収入総額		前年繰越額		本年收入額		2 支出総額		3 本年收入の内訳		寄附		個人からの寄附		政治団体からの寄附		4 支出の内訳		経常経費	
1 収入総額	681,602																																						
前年繰越額	666,545																																						
本年收入額	15,057																																						
2 支出総額	681,602																																						
3 本年收入の内訳																																							
寄附	15,057																																						
個人からの寄附	15,057																																						
4 支出の内訳																																							
経常経費	475,802																																						
1 収入総額																																							
前年繰越額																																							
本年收入額																																							
2 支出総額																																							
3 本年收入の内訳																																							
寄附																																							
個人からの寄附																																							
政治団体からの寄附																																							
4 支出の内訳																																							
経常経費																																							

人件費	450,000	人件費	
備品・消耗品費	25,802	備品・消耗品費	
政治活動費	205,800	政治活動費	
機関紙誌の発行その他の事業費	205,800	機関紙誌の発行その他の	
機関紙誌の発行事業費	205,800	機関紙誌の発行事業費	
5 寄附の内訳		5 寄附の内訳	
(個人からの寄附)		(個人からの寄附)	
年間五万円以下のもの	15,057	年間五万円以下のもの	
		(政治団体からの寄附)	
		自由民主党和歌山県参議院	

881,602  
 666,545  
 215,057  
 881,602

215,057  
 15,057  
 200,000

675,802  
 650,000

に訂正する。

25,802  
 205,800  
 事業費 205,800  
 205,800

15,057

選挙区第一支部 200,001

和歌山県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第110号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成24年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

別冊の政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨【その他の政治団体（資金管理団体以外）】の表和

歌山県不動産政治連盟の項中	「 1 収入総額	6,580,256	
	前年繰越額	2,873,656	
	本年収入額	3,706,600	
	2 支出総額	2,939,420	
	3 本年収入の内訳		
	個人の党費・会費	(413人) 2,605,000	を

「 1 収入総額 6,695,256  
 前年繰越額 2,873,656

本年收入額	3,821,600	に訂正する。
2 支出総額	<u>2,939,420</u>	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費	(436人) 2,720,000	」

和歌山県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成22年分）を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成 2 2 年分）の要旨

(単位：円)

井神よしひさ後援会

報告年月日 24.03.13

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成24年3月22日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成24年3月30日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北東道路」・和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字北丹生脇地内から同町大字丁ノ町字西宝形地内、同町大字大谷字東新田臺地内から同町大字笠田東字池尻地内、同町大字萩原字西尾地内から紀の川市粉河字別所谷地内及び同市藤井字川端地内から同市神領字大工地内）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			実地の状況	
所 在 地 番	地 目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類		
		登記簿	現況									登記簿
和歌山県 紀の川市 北勢田字 野末	791番5 公衆用 道路	道路	11	11.52	11.52	—	—	不明 ただし 木村文則	—	—	—	木村文則と 紀の川市と で権利の帰 属について 争いがある。
						又は 紀の川市	和歌山県紀の 川市北志野36 0番地 和歌山県紀の					

									川市西大井33 8番地				
和歌山県 紀の川市 北勢田字 野末	792番3	公衆用 道路	道路	12	12. 10	12. 10	—	不明 ただし 木村文則  又は 紀の川市	—  和歌山県紀の 川市北志野36 0番地  和歌山県紀の 川市西大井33 8番地	—	—	—	木村文則と 紀の川市と で権利の帰 属について 争いがある。

公 告

公 告

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第7条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県下水道公社  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第7条の規定により、紀の川中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県下水道公社  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
高野口都市計画公園（4・3・1号高野口公園）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年3月30日

和歌山県住宅供給公社理事長 仁 坂 吉 伸

- 1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者  
和歌山県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等  
和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表に掲げる県営住宅等のうち和歌山市、海南市、岩出市及び紀美野町の区域に存する団地並びに長山団地
- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
  - (1) 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。
  - (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務、その他（1）に付随する業務を行うこと。
- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで